

常圧下において可燃性ガスを滲出する物品の規制

【照会】

常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する物品で、令別表第4備考第5号イ、ハ又はニ及び同表備考第8号のいずれにも該当するものは、同表の品名欄に掲げる「可燃性固体類」又は「合成樹脂類」のいずれに該当するのか。

【回答】

「可燃性固体類」に該当する。

(平成元年12月21日 消防危第114号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)